

学習補助サポーター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育支援センター「あすなる みらい」実施要綱の定めに基づき実施する「学習補助サポーター」に関する事項について定める。

(事業の内容)

第2条 本事業は、教育支援員をサポートし、社会的自立のための指導や支援を効果的に行うことを目的に、ボランティアによる学習補助サポートを実施する。

(人員の配置)

第3条 教育支援センター「あすなる みらい」での学習や生活面での支援を行うボランティア(以下「学習補助サポーター」という。)は、教育支援員の指導のもと、学習室等において利用者の学習及び生活面での支援を行うものとする。

(要件)

第4条 学習補助サポーターは、教職を目指す者及び臨床心理又は社会福祉等を学ぶ大学生及び大学院生並びに教員免許取得者又はそれに準じる者で、当事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者とする。

2 学習補助サポーターとして登録を受けようとする者は、学習補助サポーター申込書兼登録用紙(様式1)により申請する。

3 登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、途中で登録したボランティアにあたっては、登録した日から登録期間の末日までとする。

(遵守事項)

第5条 学習補助サポーターは、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守するとともに、知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、目的外に利用・提供したりしないこと。

(2) こども未来センターの信用を失墜させる行為をしないこと。

(登録の取消)

第6条 次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとする。

(1) 第5条に定める遵守事項に反したとき。

(2) 登録した個人から登録を取り消す旨の申し出があったとき。

(3) 登録した個人の存在が確認できないとき。

(4) こども未来センターの名誉を毀損し、又はその趣旨に反する活動があったとき。

(5) その他、この要綱の趣旨に照らし、地域・学校支援課長が登録を不適切であると認めるとき。

(事業経費の負担及び謝金等)

第7条 学習補助サポーターの謝金は、1回あたり3,055円とする。ただし、交通費は支給しない。

(補償)

第8条 学習補助サポーターは、市が指定するボランティア活動保険に加入することとし、その費用については、市が負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。